

MONEY FOR PRESIDENT

高橋FPの 社長が知りたい お金の話

ファイナンシャル・プランナー
高橋 学



58歳。証券会社勤務を経て、ファイナンシャル・プランナーとして独立。証券会社時代から多くの経営者をクライアントに持ち、お金に関するアドバイスをを行っている。

相続の手続き支援、3つの新制度

戸籍収集の手間が減る広域交付制度

こんにちは、高橋学です。相続で遺族に生じがちな「困りごと」として、「手続きの煩雑さ」を指摘する経験者は多いもの。手間がかかり、期限があるものも多いため、「とにかく作業が大変でした」という声をよく耳にします。しかし近年は、遺族の負担を減らす仕組みも整備されてきました。3つの新制度をご紹介します。

1つ目は、2024年3月より始まった「戸籍の広域交付制度」。相続で財産を引き継ぐ際は相続人を確定するため、故人の「出生から死亡まで」の戸籍謄本を全て揃える必要があることをご存じの方は多いでしょう。以前は相続人などが各市区町村に個別請求する仕組みだったため、遺族の大きな負担となるケースが多く見られました。こうした負担を減らすために作られたのが「戸籍の広域交付制度」です。同制度は、全国の市区町村が管理する戸籍データを法務省のシステム（戸籍情報連携システム）で連携・統合することにより実現したもの（図表1）。相続人は最寄りの役所窓口で請求することによって、故人の全ての戸籍謄本などを一括入手できるようになっています（ただしコンピュータ化されていない戸籍証明書は請求できません）。

預貯金口座の把握や不動産の登記支援も

2つ目は、2025年4月に始まった「口座管理法制度（預貯金口座管理制度）」。

同制度は、預貯金者の希望に基づき、一度に複数の金融機関へのマイナンバー付番（紐づけ）を行える新制度^{※1}。預貯金者が亡くなった場合、相続人は1つの金融機関に照会するだけで、故人が生前に紐づけた全ての口座情報を一括把握することが可能になります（図表2）。実際の相続では、相続人が通帳や郵便物などを頼りに故人の口座情報を調べることも多いものですが、本制度を上手に利用するなどして、相続人の手間を減らしながら、口座の把握漏れのない確実な資産相続を図りたいものです。

3つ目は、2026年2月にスタートした「所有不動産記録証明制度」。相続登記の義務化支援として作られた制度で、特定の人や法人が所有する全国の不動産をシステムで検索し、リスト化して証明書として交付する仕組みとなっています。同制度の施行により、手続きの負担軽減と登記漏れ防止につながることが期待されます。

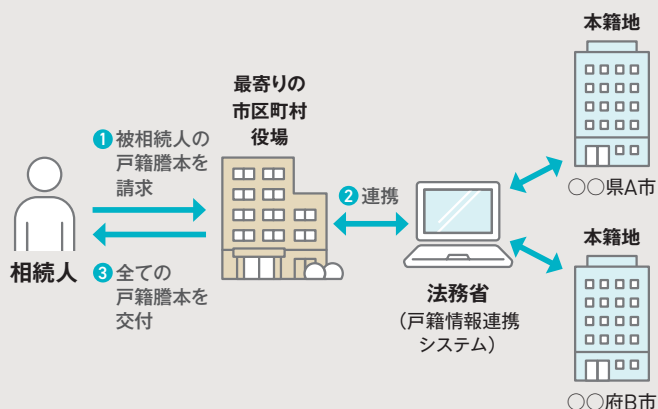
また、以前からあった便利な制度として、登録済加入者情報開示請求^{※2}や生命保険契約照会制度^{※3}があります。 **M**

※1 一部手続きの対象外となる金融機関があります。

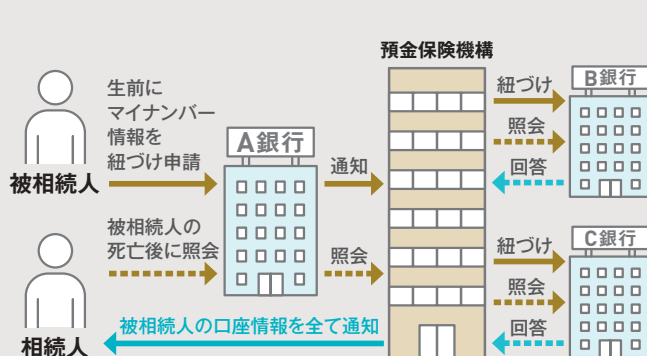
※2 ほふりに登録されている株式等の口座を保有する方の取引証券会社等が確認できます。

※3 生命保険契約の有無を一括して確認できる仕組みです。

図表1 戸籍の広域交付制度の概要



図表2 相続で口座管理法制度を利用するイメージ



(出所)法務省、デジタル庁などの資料をもとに筆者作成